

## 入湯税を課税していない団体の税条例等の状況について

前回の会議で「入湯税を税条例等で規定しているのは全国で約1,300団体あるが、平成29年度決算で課税額があるのは約1,000団体であり、約300団体は規定があるにも関わらず課税していないのはなぜか」という意見があったため、県内の状況を調査したものの。

### 1 調査対象及び方法

県内市町村のうち、平成29年度決算統計で入湯税の課税額がゼロの19団体を対象に例規等を調査した。

### 2 調査結果

税条例で入湯税が規定されていたのは7団体、規定がなかったのは12団体であった。また、規定があった7団体全てで入湯料金の課税免除基準が設けられていた。

#### 【規定あり（7団体）】

団体名	入湯料金の課税免除基準	税 率
相模原市	1,000円以下	150円
横須賀市	1,500円以下	150円
平塚市	1,500円以下	80円
鎌倉市	1,400円以下	150円
茅ヶ崎市	1,400円以下	宿泊：150円 日帰り：100円
海老名市	1,200円以下	150円
座間市	1,000円以下	100円

#### 【規定なし（12団体）】

逗子市、大和市、綾瀬市、葉山町、寒川町、二宮町、中井町、松田町、開成町、真鶴町、愛川町、清川村

#### 課税免除規定の例

##### ・相模原市市税条例（抜粋）

第37条の2 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 入湯料金が1,000円以下(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の公衆浴場  
(前号に掲げる一般公衆浴場を除く。)に入湯する者

##### ・箱根町町税条例（抜粋）

第36条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 教職員の引率する高等学校以下の生徒及び児童
- (4) 疾病により長期療養を必要とする者
- (5) 前各号に定めるものを除くほか、特別な事情があると町長が認めた者